

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第三百三十八条第三項第一号」を「第三百三十八条第四項第一号」に改める。

第十七条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の報告に係る建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）第二の規定により知事が付加する定期調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。ただし、法第十二条第三項の規定により検査する特定建築設備等（昇降機を除く。）を設ける建築物については、適用しない。

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
一	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
二	各階の主要なものに限る。）	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。

八	七	六	五	四	三
特別避難階	居室の採光及び換気		照明器具、懸垂物等	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	
階段室又は付室の排煙設備の作動の	換気の妨げとなる物品の放置の状況	換気設備の作動の状況	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	作動の状況	固定の状況
各階の主要な排煙設備の作動を確認	目視等により確認する。	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	目視等により確認する。	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	目視等により確認する。
排煙設備が作動しないこと。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	換気設備が作動しないこと。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号又は第二号の規定に適合しないこと。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。

	九	十	十一	十二
	防煙壁	排煙設備	非常用の照明装置	
状況	可動式防煙壁の作動の状況	排煙設備の作動の状況	非常用の照明装置の作動の状況	照明の妨げとなる物品の放置の状況
する。	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	作動の状況及び点灯時間を確認する。ただし、自動検査機能を有するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示灯により確認することとする。	目視等により確認する。
	可動式防煙壁が作動しないこと。	排煙設備が作動しないこと。	非常用の照明装置が作動しないこと。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

4 第一項の報告は、省令第五条第三項本文の書類に、同項ただし書の規定により知事が定める調査結果表（第八号様式）を添えて行うものとする。

第二十三条第一項中「第八号様式」を「第九号様式」に改める。

第八号様式を第九号様式とし、第七号様式の三の次に次の一様式を加える。

第 8 号様式 (第 17 条関係)

以下に該当する場合は□にチェックを入れてください。

- 申請建築物の建築設備について、本報告と同年度に建築基準法第12条第3項に基づく点検を行い、特定行政庁に報告をします。→下表(5) から(12) についての記入は不要です。
- 申請建築物の防火設備について、本報告と同年度に建築基準法第12条第3項に基づく点検を行い、特定行政庁に報告をします。→下表(1) から(4) についての記入は不要です。

調査結果表

当該調査に関与した調査者		氏名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調査項目	対象外項目	調査結果			担当調査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	常閉防火扉 (各階の主要なものに限る。)	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(3)		固定の状況				
(4)	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉 (各階の主要なものに限る。)	作動の状況				
(5)	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
(6)	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況				
(7)		換気の妨げとなる物品の放置の状況				
(8)	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況				
(9)	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況				
(10)	排煙設備	排煙設備の作動の状況				
(11)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況				
(12)		照明の妨げとなる物品の放置の状況				

特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表 (い) 欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表 (い) 欄に掲げる調査項目について (は) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「調査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善 (予定) 年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善 (予定) 年月」欄に当該年月を () 書きで記入してください。
- ⑪ 配置図及び各階平面図に指摘 (特記すべき事項を含む) のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑫ 要是正とされた調査項目 (既存不適格の場合を除く。) については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。